



災害医療コンテナ被災地提供のお知らせ

ヴィガラクス株式会社（兵庫県神戸市）は、令和 6 年能登半島地震における被災地の避難所に医療コンテナ「モバイルクリニック™」を提供致しました。

1月18日に石川県珠洲市にある正院小学校と宝立小学校に1棟ずつ（窓口・設置：株式会社ノルメカエイシア様、運送手配：水野産業株式会社様）、1月31日に同じく石川県珠洲市にある蛸島小学校に2棟（運送手配：水野産業様、医療機器医療資材の調達：石黒メディカルシステム株式会社様）の計4棟の移送・設置を行いました。

災害時の医療コンテナの活用について

医療コンテナは、2018年の「国土強靱化基本計画」において、「総合的な防災拠点施設にて医療コンテナをはじめとする診療ユニットについて平時活用を含め検討する」と記載されたほか、2022年の「経済財政運営と改革の基本方針」においても「医療コンテナの活用を通じた医療体制の強化等の地域防災力の向上や事前防災に資する取組を推進する」と記載され、災害時等の活用が期待されています。

令和5年（2023年）7月28日に国土強靱化基本計画において、新たな国土強靱化基本計画の保健医療・福祉分野において医療コンテナの活用・普及促進が追加記載され閣議決定されています。

テントやプレハブと比べて清潔性、堅牢性、耐候性に優れていること、水や電気の供給設備の配備やCT等の大型の医療機器を搭載できること、医療機器を搭載した状態で運搬が可能であり、災害時に被災地に運搬し医療提供が可能なこと等、災害時等の活用における利点があるとされています。

過去の活用例

過去の大規模災害（平成23年東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年西日本豪雨など）においても、日本赤十字社や陸上自衛隊等のコンテナが仮設診療所等として活用さ

れました。主な活用法としては、被災した病院の診察室、CT等検査機能の補完や避難所の巡回診療等に利用されていました。

医療コンテナの取り扱い資料等の収集

令和5年11月、内閣官房国土強靱推進室から医療コンテナ活用を推進する為の資料として、医療コンテナ取扱事業者へ取り扱いコンテナや取り扱い企業の情報提供が呼びかけられました。

弊社も医療コンテナ「モバイルクリニック™」についての活用法などの情報提供を行いました。

そんな中発生した令和6年能登半島地震。

能登半島では医療機関を含む広範囲が被災し、医療提供体制も打撃を受け、避難所では医療従事者が診察、処置を行ったり休憩したりするスペースがありませんでした。

そこで医療コンテナに関して既に情報提供を行っていた弊社にも要請があり、石川県の中でも特に被害の大きかった珠洲市へ合計4棟の医療コンテナ（当社が所有していた2棟、さらに当社が設置した医療コンテナを医療機関様よりお借りした2棟）を設置することとなりました。

現地の声

実際に現地でモバイルクリニック™を活用し、診療を行っている HuMA 様、ピースウインズジャパン様のお声をご紹介します。

これまでは避難所の廊下を間仕切りして診療を行ってききましたが、プライベートの空間を確保し、診療所の機能を兼ね備えた医療コンテナを設置することで、患者さんにとってより安心して診療を受けてもらえる環境が整いました。（ピースウインズジャパン様）

発熱している患者さんは、他の患者さんと分けて医療コンテナで診療をしています。

被災地外と同じく被災地内でもインフルエンザ・コロナが流行しています。適切な感染対策をすることでインフルエンザ・コロナに立ち向かっています。

医療コンテナの手配・調整していただいた関係者の皆様、ありがとうございます。（HuMA様）

モバイルクリニック™を設置することで患者さんのプライバシーの確保、診療所機能の確保、感染症対策をすることができ、患者さんにとってより安心して診療を受けてもらえる環境を整えることができました。

さらに、今までは気温が下がる学校の廊下で行っていた夜間診療も空調設備の整ったコンテナの中で行うことができるようになり、患者さんの負担を下げることができるようになりました、というお声をいただいております。

避難所地域に医療拠点ができたとにより、避難所の方だけでなく地域の被災者の方の医療ニーズに対応することができ、新しい地域の医療拠点として利用していただいております。

【本件に関する報道関係者様からのお問い合わせ先】

ヴィガラクス株式会社 広報担当：横山

電話番号：078-381-5397 メールアドレス：info@vigalux.jp



